熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年７月１日

告示第５号

(趣旨)

第1条　この要綱は、スポーツ・文化団体等が実施する合宿誘致を促進し、本町の社会体育施設及び社会教育施設等の有効活用、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、高森町で合宿を行うスポーツ・文化団体等に対する補助金について、高森町補助金等交付規則（平成18年8月11日規則第15号）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　スポーツ・文化合宿：トレーニングや試合等、スポーツ・文化技術の向上のために実施する活動を行う合宿をいう。

(2)　スポーツ・文化団体及び参加者：小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生が所属するスポーツ団体等（同好会を含む）のスポーツ合宿参加選手及び指導者等（部長・監督・コーチ・マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない）をいう。

(3)　社会体育施設・社会教育施設：高森町の条例に基づく各施設、学校施設又は高森町の民間企業等が運営しているスポーツ・文化活動が行える施設（スポーツ大会等の特設会場を含む）をいう。

(4)　宿泊施設：旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に規定する届出住宅をいう。

(補助対象事業)

第3条　この補助金の交付対象となるスポーツ・文化合宿（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

1. 補助対象事業において、高森町内の社会体育・社会教育施設を利用し、かつ、町内の宿泊施設に宿泊すること。なお、複数の高森町内の宿泊施設への分宿も可とする。
2. 宿泊者数が5人以上であること。
3. 当該年度の3月31日までに終了すること。
4. 営利を目的とするものではないこと。
5. 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
6. 宿泊に係る経費について、国、県その他地方公共団体等から同種の補助金を受けていないこと。
7. その他町長が不適当と認めるものでないこと。

(補助対象事業者)

第4条　補助の対象となる団体等（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に定める補助対象事業を実施する団体であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校、専門学校並びに企業等が運営するスポーツ・文化活動を行う団体及び任意に設立されたスポーツ・文化活動を行う団体であること。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条　補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助限度額 |
| 宿泊費 | 1人1泊あたり3,000円×延べ宿泊者数 | 合宿1回あたりの補助額は１団体につき20万円を限度とする |

(交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金申請書（様式第1号）を実施する7日前までに申請しなければならない。

(交付決定)

第7条　町長は、前条の申請があった時は、その内容を審査したうえで補助金交付の可否を決定し、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により補助対象事業者に通知する。

(申請内容の変更・中止)

第 8 条 　補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、第 6 条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときや補助金交付の額が3割を超える変更の場合は、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　 町長は、前項の規定による提出があったときは、これを審査し、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により通知 するものとする。

(実績報告)

第 9 条　補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日に、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金実績報告書（様式第 5 号）に 次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） スポーツ・文化合宿参加者名簿 （様式第6号）

（2） 宿泊先の宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式第 7 号）

（3） 公共社会体育施設・社会教育施設等使用証明書（様式第 8 号）

(補助金等の額の確定)

第10 条　町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付確定通知書（様式第 9 号）により補助対象事業者に通知する。

(補助金の交付)

第 11 条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付する ものとする。

2　補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、熊本県高森町スポーツ・文化合宿支援事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第12条　補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度 の終了後 5 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 13 条　町長は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（1） 申請書等提出書類に虚偽があったとき。

（2） 事業終了後 30 日以内に、第 9条に定める実績報告がなされていないとき。

（3） その他補助金を交付することが適当でないと町長が認める事由があったとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。